

地方独立行政法人北九州市立病院機構中期目標期間評価実施要領（案）

令和 年 月 日

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、北九州市長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人北九州市立病院機構業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 評価区分

(1) 全体評価

中期目標の期間における業務の実績全体について評価を行う。

(2) 項目別評価（大項目評価）

法第 25 条第 2 項第 2 号から第 5 号の各号に基づき、中期目標に掲げる第 1 から第 4 の事項について評価を行う。

2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書にとりまとめ公表する。

3 評価方法

(1) 法人の自己評価

法人は、中期目標及び中期計画の実施状況等が明らかになるよう、大項目ごとの中期目標の期間における業務の実績について、次の 5 段階で自己評価を行い、判断理由等を記載した業務実績報告書を作成する。

なお、業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、中期目標の期間の全体的な取組状況や大項目ごとの取組状況及び特記事項を記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価 S 特筆すべき達成状況にある

評価 A 目標以上を達成している

評価 B おおむね目標どおり達成している

評価 C 目標を十分に達成していない

評価 D 目標を全く達成していない

(2) 項目別評価（大項目評価）

市長は、業務実績報告書に記載の法人の自己評価及び中期目標の期間における各事業年度の評価結果を踏まえ、大項目ごとの中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階による評価を行う。

評価S 特筆すべき達成状況にある

評価A 目標以上を達成している

評価B おおむね目標どおり達成している

評価C 目標を十分に達成していない

評価D 目標を全く達成していない

(3) 全体評価

市長は、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標の期間における業務の実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、特筆すべき取組や今後改善を期待する取組などについて記載するものとする。

4 評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の意見を聴くこととする。

(様式1)

地方独立行政法人北九州市立病院機構
第〇期中期目標期間における業務実績に関する
評価結果報告書

〇〇 年 月

北九州市

第1項 全体評価
評価結果及び判断理由

- ・ 評価結果及びその判断理由
- ・ 大項目ごとの年度評価結果及び中期目標期間の評価結果について記載する。

特筆すべき取組

中間目標期間における特筆すべき取組を記載する。

今後、改善を期待する取組

今後、改善を期待する取組について記載する。

その他

意見・指摘等があれば記載する。

第2項 大項目評価

※業務実績報告書の記載内容に市長の評価等を追記して大項目評価とする。

(様式2)

第〇期中期目標期間における
業務実績報告書

〇〇 年 月

地方独立行政法人 北九州市立病院機構

【第○期中期目標期間の全体的な取組状況】

中期目標期間における法人及び各病院等の全体的な取組状況や課題について記載する。

【大項目ごとの取組状況及び特記事項】

大項目ごとの法人及び各病院等における取組状況を記載し、中期計画に記載されていない取組があれば、特記事項として記載する。

第1 (大項目)	
中期目標	中期計画
※中期目標の内容を記載する。	※中期計画の内容を記載する。

市長による年度評価					市長による中期目標期間の評価	
年度	年度	年度	年度	年度	実績評価	
【自己評価】					法人による中期目標期間の自己評価	
※評価の判断理由等について記載する。					実績評価	
【業務の実績】						
※中期目標及び中期計画の実施状況等について記載する。						